

女性の職場における活躍を推進する 女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者（※）を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し（※1）、課題分析を行ってください（※2）

次の女性の活躍状況（①～④）については必ず**把握し、課題分析**を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、**年内**に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

（※1）そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

（※2）望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）行動計画を策定した旨の届出については、来年1月頃から受付を開始します。

（※）労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

（※）効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

（※）公表項目はの中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、10月頃にお示しする予定です。

また、10月頃お示しする予定の**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込む予定ですので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ



今後お示しする予定の取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ その他のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室

平成27年9月作成 リーフレットNo.15